

製品カテゴリールール (PCR)  
(認定 PCR 番号 : PA-171100-BS-03)

対象製品 : 板ガラス (中間財) 【第 3 版】

Product Category Rule for  
“Flat glass”

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「板ガラス (中間財)」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	2023 年 9 月 1 日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : 山岸 健 所属 : 一般社団法人サステナブル経営推進機構	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2008 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

**【履歴】**

文書番号	公表日	内容
PA-171100-BS-03	2023年9月1日	改訂： 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除
PA-171100-BS-02	2023年1月6日	改訂：プログラム運営者住所変更
PA-171100-BS-01	2022年8月19日	制定

**【プログラム情報】**

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラムWEBサイト	<a href="https://ecoleaf-label.jp/">https://ecoleaf-label.jp/</a>
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	この PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「板ガラス(中間財)」を対象とするエコリーフ/CFP 算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。 対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。 本 PCR の地理的範囲は全世界とする。
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	「板ガラス(中間財)」を対象とする。ここでいう「板ガラス (中間財)」とは、中間財として使用される板ガラスで、フロート法で製造される板ガラスまたはそれに CVD 法等によってオンラインで施されるコーティング付の板ガラス、及びロールアウト法で製造される型板ガラスで、建築分野、家電分野、自動車分野等で使用されるものを指す。附属書 A の⑩ガラス成形・切断工程において、曲げ加工を伴うもの、或いは金型で成形するガラスは対象外とする。 ・厚みは限定しない。 ・強化ガラス、合わせガラス、ペアガラス、鏡、オフコート品などの本製造プロセスを経て2次加工を伴うガラス製品は対象外とする。
2-2	機能	建築分野、家電分野、自動車分野等で使用される板ガラス (中間財) の提供。
2-3	算定単位 (機能単位)	板ガラス1トンあたりとする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・板ガラス本体 ・板ガラス本体を出荷する為に必要な緩衝材及び包装材料
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	引用する PCR および JIS 規格等はない。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>(1) ガラス原料 主原料としてのけい砂、ソーダ<sup>g</sup>灰、ドロマイト、芒硝、長石及びその他の着色材</p> <p>(2) 内部カレット 当該板ガラス (中間財) の製造プロセスで発生する不良部分のガラス及びその製品替えの際に流出したガラス素地などを小さく破碎したもの。</p> <p>(3) 外部カレット 板ガラス (中間財) を使用した強化、合わせガラス等の次工程等で発生するプレコンシューマカレット及びガラス販売店、施工店等で発生した端材や建設現場、自動車用ガラスの廃材等からリサイクルされたガラス製品を小さく破碎したもの。</p> <p>(4) オンライン CVD コーティング (材料) フロート法において CVD (Chemical Vapor Deposition の略称) 法によって施されるガラス表面処理 (材料)</p> <p>(5) 板ガラス用包装資材 板ガラス (中間財) をお客様に届けるために使用されるパレット、フィルム、木箱、緩衝材など。</p>

5	製品システム（データの収集範囲）	
5-1	製品システム （データの収集範囲）	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・製造段階 【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の製造に係るプロセス
5-2	カットオフ基準およびカットオフ対象	【カットオフ基準】 以下の基準に従ってカットオフを行ってもよい。 ・燃料、電力の投入量は再生可能エネルギー、非再生可能エネルギーの総投入量の各5%まで ・原材料は、水および容器包装材を除く総投入質量の5%まで  ただし各種法規制で定める基準を超えて含有される有害性および毒性を有する物質はカットオフしてはならない。  【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 以下についてはカットオフを行ってもよい。 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷 ・副資材のうち、梱包用資材、輸送用資材、輸送物等の負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷 ・燃料・ガスの輸送に係る負荷 ・サイト間・サイト内の輸送にかかわる負荷・廃棄物の輸送にかかわる負荷 ・原材料調達時の容器包装に係る負荷
5-3	ライフサイクルフロー図	附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲の設定基準	一次データの収集範囲は（7-2）に記載する。なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。
6-2	一次データの品質	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。
6-3	一次データの収集方法	時間に関する範囲は基本的に直近の1年間とする。但し、1年未満であっても生産プロセスの特性上から季節変動要因が小さい場合は1年間のデータと同等であることを検証時に説明することとする。
6-4	二次データの品質	【時間に関する範囲の基準】 ・生産者固有の二次データを使用する場合、時間に関する範囲は基本的に直近5年のうちの任意の1年間とする。但し、1年未満であっても生産プロセスの特性上から季節変動要因が小さい場合は1年間のデータと同等であることを検証時に説明することとする。
6-5	二次データの収集方法	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。

6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。</p>																					
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。</p>																					
6-8	その他	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																					
7 製造段階に適用する項目																							
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <p>【A3】 製品の製造に係るプロセス</p>																					
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="459 1167 1497 1854"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1167 1023 1245">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1023 1167 1201 1245">活動量の区分</th> <th data-bbox="1201 1167 1497 1245">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1245 1023 1518"> 「けい砂」  「ソーダ灰」  「ドロマイト」  「芒硝」  「長石」  「その他の着色材」等  製造サイトへ投入量 </td> <td data-bbox="1023 1245 1201 1518">一次</td> <td data-bbox="1201 1245 1497 1518"> 「けい砂」  「ソーダ灰」  「ドロマイト」  「芒硝」  「長石」  「その他の着色材」等  製造原単位 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1518 1023 1637"> 「副資材（生産用資材、薬品等）」  製造サイトへの投入量 </td> <td data-bbox="1023 1518 1201 1637">一次</td> <td data-bbox="1201 1518 1497 1637"> 「副資材（生産用資材、薬品等）」  製造原単位 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1637 1023 1733"> 「その他の原材料・部品」  製品生産サイトへの投入量 </td> <td data-bbox="1023 1637 1201 1733">一次</td> <td data-bbox="1201 1637 1497 1733"> 「各部品および資材」  製造原単位 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1733 1023 1854"> 「廃棄物等」  「廃水」  ※2 </td> <td data-bbox="1023 1733 1201 1854"></td> <td data-bbox="1201 1733 1497 1854"></td> </tr> </tbody> </table> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 「容器包装」の製造および輸送に係るプロセス</p> <table border="1" data-bbox="459 1966 1497 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1966 1023 2045">活動量の項目名</th> <th data-bbox="1023 1966 1201 2045">活動量の区分</th> <th data-bbox="1201 1966 1497 2045">活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1966 1023 2045"></td> <td data-bbox="1023 1966 1201 2045"></td> <td data-bbox="1201 1966 1497 2045"></td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「けい砂」 「ソーダ灰」 「ドロマイト」 「芒硝」 「長石」 「その他の着色材」等 製造サイトへ投入量	一次	「けい砂」 「ソーダ灰」 「ドロマイト」 「芒硝」 「長石」 「その他の着色材」等 製造原単位	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造サイトへの投入量	一次	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位	「その他の原材料・部品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位	「廃棄物等」 「廃水」 ※2			活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名			
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					
「けい砂」 「ソーダ灰」 「ドロマイト」 「芒硝」 「長石」 「その他の着色材」等 製造サイトへ投入量	一次	「けい砂」 「ソーダ灰」 「ドロマイト」 「芒硝」 「長石」 「その他の着色材」等 製造原単位																					
「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造サイトへの投入量	一次	「副資材（生産用資材、薬品等）」 製造原単位																					
「その他の原材料・部品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「各部品および資材」 製造原単位																					
「廃棄物等」 「廃水」 ※2																							
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																					

「原材料」、「その他の原材料・部品」、「容器包装」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
---	----	------------------

【A3】製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「水」 「燃料」 「電力」 「窒素」 「水素」 「酸素」  製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 「窒素」 「水素」 「酸素」  製造と供給および使用原単位
「副資材（生産、保管、梱包用資材等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
二酸化炭素	7-5 【二酸化炭素の排出に関する規定】に従う	基本フロー
その他の排出物 「SOx」 「NOx」 「煤塵」等 発生量（※2）	一次	基本フロー
「廃棄物等」 「廃水」 ※2		

※1 次の項目を一次データとして収集する。

[燃料法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃料使用量」

[燃費法の場合]

- ・輸送手段ごとの「燃費」
- ・輸送手段ごとの「輸送距離」

[トンキロ法の場合]

- ・輸送手段ごとの「輸送重量」

※2 廃棄物等および廃水、煤塵に関するデータ収集項目

活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
「廃棄物等」 「廃水」「煤塵」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位

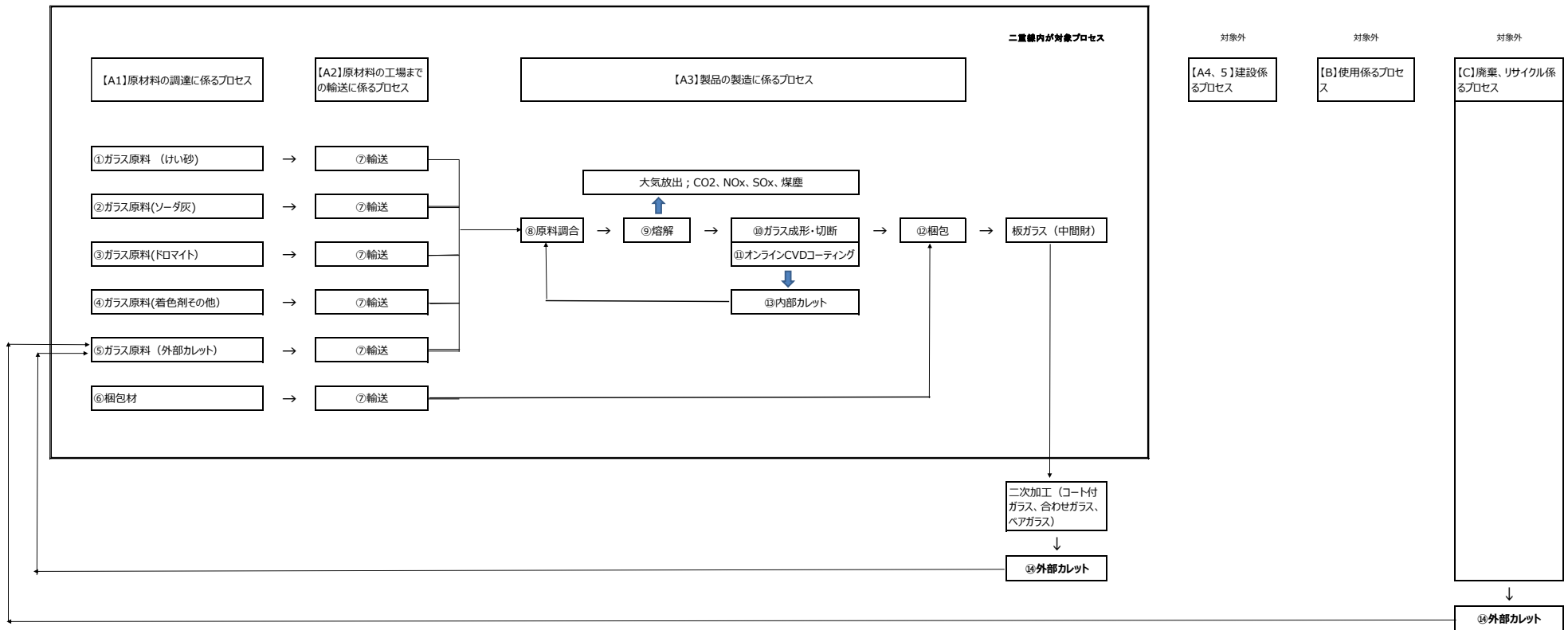
		「廃棄物等」「煤塵」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		【配分のために収集する一次データ収集項目】 ・「製品の本体」の生産量		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-4	シナリオ	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。		
7-5	その他	【二酸化炭素の排出に関する規定】 原料熔解（ソーダ灰、石灰石、ドロマイトの分解）時に発生する二酸化炭素の排出は、環境省温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度 算定方法・排出係数一覧を引用する。 <a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc</a>		
8	建設段階に適用する項目			
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス 【A5】 施工に係るプロセス		
8-2	データ収集項目	対象外		
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
8-4	シナリオ	対象外		
8-5	その他	対象外		
9	使用段階に適用する項目			
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【B1】 使用に係るプロセス 【B2】 メンテナンスに係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B3】 修繕に係るプロセス（必要な資材の生産と輸送、廃棄を含む） 【B4】 製品の交換に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B5】 改装に係るプロセス（必要な資材の生産、輸送、廃棄を含む） 【B6】 製品使用時のエネルギーの使用 【B7】 製品使用時の水の使用		
9-2	データ収集項目	対象外		
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外		
9-4	シナリオ	対象外		
9-5	その他	対象外		
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外 【C1】 撤去・解体に係るプロセス 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス		

		<p>【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p> <p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p>																		
10-2	データ収集項目	対象外																		
10-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外																		
10-4	シナリオ	対象外																		
10-5	その他	対象外																		
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目）																			
11-1	LCI 計算の考え方	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。																		
12	宣言方法																			
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な製造サイト</li> <li>・製品の厚み</li> <li>・トン当たりの面積</li> <li>・表面処理がある場合、その加工方法</li> </ul>																		
12-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の環境影響領域について、製造段階毎に記載する。ただし、製造段階【A1】～【A3】のプロセスを合算表示してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動 IPCC 2013 GWP 100a</li> <li>・オゾン層破壊</li> <li>・富栄養化</li> <li>・酸性化</li> <li>・光化学オキシダント</li> </ul>																		
12-3	エコリーフ ライフサイクルインパクト分析 関連情報	<p>【必須記載事項】</p> <p>以下の内容について、情報モジュールごとに結果を記載する。ただし、モジュール A1-A3 は合算表示してもよい。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能エネルギー</td> <td>MJ</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>非再生可能資源</td> <td>kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>淡水の消費</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考	再生可能エネルギー	MJ	-	非再生可能エネルギー	MJ	-	再生可能資源	kg	-	非再生可能資源	kg	-	淡水の消費	m <sup>3</sup>	-
項目名	単位	備考																		
再生可能エネルギー	MJ	-																		
非再生可能エネルギー	MJ	-																		
再生可能資源	kg	-																		
非再生可能資源	kg	-																		
淡水の消費	m <sup>3</sup>	-																		
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する構成成分	「算定・宣言規程に定める要求事項以外は」特に規定しない																		
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	<p>廃棄物に関する情報を、下記の表として記載する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	項目名	単位	備考															
項目名	単位	備考																		



		<table border="1"> <tr> <td>有害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。</td> </tr> <tr> <td>無害廃棄物</td> <td>kg</td> <td>廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。</td> </tr> </table>	有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。	無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。						
有害廃棄物	kg	特別管理産業廃棄物の重量を合算で表示する。												
無害廃棄物	kg	廃棄物総重量から有害廃棄物を除いた重量を記載する。												
12-6	CFP 算定結果	気候変動 100 年指数（第 5 次報告書・IPCC 2013）の結果を公開する。												
12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <p>「算定・宣言規程に定める要求事項以外は」特に規定しない</p>												
12-8	その他エコデザイン 関連情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質に関する情報を下記の表として記載する。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有害物質名</th> <th>CAS 番号</th> <th>法令・規制の名称等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>7446-09-5</td> <td>労働安全衛生法</td> </tr> <tr> <td>酸化コバルト</td> <td>1307-96-6</td> <td>労働安全衛生法</td> </tr> <tr> <td>酸化ニッケル</td> <td>1313-99-1</td> <td>労働安全衛生法</td> </tr> </tbody> </table> <p>【推奨表示内容の規定】</p> <p>エコデザインシステム情報 (ISO14001 認定工場等)</p>	有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等	二酸化硫黄	7446-09-5	労働安全衛生法	酸化コバルト	1307-96-6	労働安全衛生法	酸化ニッケル	1313-99-1	労働安全衛生法
有害物質名	CAS 番号	法令・規制の名称等												
二酸化硫黄	7446-09-5	労働安全衛生法												
酸化コバルト	1307-96-6	労働安全衛生法												
酸化ニッケル	1313-99-1	労働安全衛生法												
12-9	その他	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エコリーフシート①算定対象段階に、対象とした段階および算定から除外した段階を明確に記載する。</li> <li>エコリーフシート①第三者検証者情報欄に、ISO14025 および ISO21930 に従った本宣言およびデータの独立した検証を受けた旨を記載する。</li> </ul> <p>【製品間比較に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間財の場合、製品間比較を行ってはならない。</li> </ul>												

附属書A：ライフサイクルと情報モジュールの概念図



## 附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

### B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km

海外からの輸入品については、以下のシナリオを使用。

輸送距離：港→港：各国の港から港までの航行距離。 輸送手段：船

### B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
建設段階	施工現場への 製品輸送	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
		生産地が海外の場合 (国内の港→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
		生産地が国内の場合 (生産サイト→店舗等)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> default
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (店舗等→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> default